

令和 8 年 2 月 25 日

各介護サービス事業所 管理者 様

久慈広域連合介護保険課長

同一事業所による指定有効期限が異なる別サービスの指定更新  
申請について（通知）

日頃より、久慈広域連合の介護保険事業にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当広域連合における事業所指定更新の手続きにおいて、事業者の事務負担軽減を目的として、令和 8 年 4 月 1 日以降の届出分より、更新対象事業所のサービスと、同一事業所が行う別サービスの指定有効期限が異なる場合、同時に指定更新申請を行うことで、更新後の指定有効期限をあわせることができる運用を開始します。

具体的な手続きの方法等は次のとおりです。

記

1 必要書類

同一事業所の別サービスとあわせて指定更新する旨の届出書

2 運用開始年月日

令和 8 年 4 月 1 日以降の更新申請

3 運用イメージ<例>

	R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1	R6. 4. 1	R7. 4. 1	R8. 4. 1	R9. 4. 1	R10. 4. 1	～	R15. 4. 1
居宅介護 支援事業	指定						指定更新			指定更新
介護予防 支援事業		指定						更新 本 新 来 の 期		指定更新

有効期限前に前倒しして更新